

シリーズ 待ったなし！ 戦争法廃止

来年3月の戦争法(安保法制)施行後、真っ先に具体化される危険があるのが、PKO(国連平和維持活動)での「駆け付け警護」です。自衛隊が、自らが攻撃を受けていなくても、離れた場所にいる他国軍や市民の「警護」に駆け付け、敵対勢力を攻撃するという任務です。従来の海外派兵法での武器使用は「自己保存(正当防衛)」型に限られていましたが、これを大きく踏み越えます。

(8月11日、参院安保法制特別委員会)で暴露した自衛隊統合幕僚監部の内部文書には、「駆け付け警護」の実施が明記されています。南スーダンPKOの陸上自衛隊第9次派遣部隊(今年12月)が、戦争法施行後の来年3月から「新法制での運用」を行うとする計画です。

政府は来年夏の参院選で争点化を避けるために、9次隊での駆け付け警護実施は見送る方針ですが、秋以降の実施を狙っています。これを許さないためにも、参院選で戦争法推進の自公勢力を追い詰める必要があります。

南スーダン 駆け付け警護



南スーダンPKO陸上自衛隊第9次派遣部隊の社行行事=11月18日、名古屋市守山駐屯地(第10師団ホームページから)

戦争法では、駆け付け警護以外にも、巡回や検閲、警備などいわゆる安全確保業務(治安維持活動)が加わり、武器を使用する任務

が拡大します。専門家が指摘するのは住民誤射のおそれです。南スーダンでは、政府軍、反政府軍の衝突や、周辺国からの武装勢力の流入も繰り返されています。武装勢力は住民のなかにまぎれている可能性が高く、混乱のなかで住民と区別するのは容易ではありません。誤射をした隊員は業務上過失致死に問われる可能性もあります。責任を問われなくても、人を傷つけたことに対する罪の意識は生涯消えないでしょう。

南スーダンでは、政府軍、反政府軍の衝突や、周辺国からの武装勢力の流入も繰り返されています。武装勢力は住民のなかにまぎれている可能性が高く、混乱のなかで住民と区別するのは容易ではありません。誤射をした隊員は業務上過失致死に問われる可能性もあります。責任を問われなくても、人を傷つけたことに対する罪の意識は生涯消えないでしょう。

戦闘への試運転

このような危険は国連PKOにとどまりません。戦争法では、アフガニスタンで治安維持活動を行った「国際治安支援部隊(ISA AF)」型の活動への参加

も否定されていません。アフガンでは、形式上は停戦合意がありましたが、実際は戦乱が続いています。ISA AFは米軍の対テロ戦争と混然一体になって、3500人の死者を出すとともに、多くの住民を殺傷してきました。さらに長い目で見れば、PKOでの「駆け付け警護」や治安維持任務は、国連安保理決議の「お墨付き」の下で自衛隊が米軍の侵略戦争に本格的に参戦し、危険な戦闘地域で活動するための「試運転」になりうるものです。

日本は過去の侵略戦争で海外に2000万人もの犠牲者をもたらしましたが、戦後、自衛隊は1人の外国人も殺していません。日本が再び「殺す」道に入るとを許してはなりません。

(竹下岳)

「殺す」任務 来年秋にも

住民誤射の危険
日本共産党の小池晃副委員長が戦争法の国会審議